

平成17年第1回土別市議会定例会会議録(第3号)

平成17年10月26日(水曜日)

午前10時00分開議

午後 2時26分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(31名)

1番	田村明光君	2番	粥川章君
3番	神田壽昭君	4番	岡崎治夫君
5番	柿崎由美子君	6番	池田亨君
8番	谷口隆徳君	9番	川崎毅君
10番	小池浩美君	11番	秋山武四郎君
12番	山居忠彰君	13番	坂本勝己君
14番	小貫勝太郎君	15番	富長俊麿君
16番	山田道行君	17番	熊田庄一君
18番	安藤康夫君	19番	寺下亘君
20番	遠山昭二君	21番	岡田久俊君
22番	齋藤敏一君	23番	長南尚君
24番	阿部豊吉君	25番	近藤礼次郎君
26番	菅原清一郎君	27番	穴井芳明君
28番	斉藤昇君	29番	田宮正秋君
30番	中村稔君	副議長 31番	牧野勇司君
議長 32番	西尾寿之君		

欠席議員(1名)

7番 早川龍男君

出席説明員

市長	田効子進君	助総務部取	役長扱	相山愼二君
----	-------	-------	-----	-------

助 役	瀧 上 敬 司 君	市 民 部 長	安 川 登 志 男 君
保 健 福 祉 部 長	杉 本 正 人 君	經 済 部 長	佐 々 木 幸 二 君
建 設 水 道 部 長	遠 藤 惠 男 君	朝 日 總 合 支 所 長	城 守 正 廣 君
總 務 部 次 長 兼 總 務 課 長 ( 併 ) 選 挙 管 理 委 員 會 長 事 務 局 次 長	吉 田 博 行 君	財 政 課 長	三 好 信 之 君

市 立 土 別 總 合 病 院 事 務 局 長	藤 森 和 明 君
----------------------------	-----------

教 育 委 員 會 長	佐 々 木 正 雄 君	教 育 委 員 會 長	朝 日 保 君
-------------	-------------	-------------	---------

教 育 委 員 會 長	佐 々 木 文 和 君
-------------	-------------

農 業 委 員 會 長	松 川 英 一 君	農 業 委 員 會 長	石 川 通 広 君
-------------	-----------	-------------	-----------

監 査 委 員	三 原 紘 隆 君	監 査 委 員 會 長	横 山 日 出 夫 君
---------	-----------	-------------	-------------

事務局出席者

議 会 事 務 局 長	辻 本 幸 慈 君	議 會 事 務 局 事	岡 田 成 治 君
議 會 事 務 局 長	藤 田 功 君	參 議 會 事 務 局 幹	近 藤 康 弘 君
議 會 事 務 局 查	浅 利 知 充 君	議 會 事 務 局 主	岩 端 聖 子 君

(午前10時00分開議)

副議長(牧野勇司君) ただいまの出席議員は30名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の会議を開きます。

副議長(牧野勇司君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席及び遅参についてであります。7番 早川龍男議員から欠席、32番 西尾寿之議長から遅参の届け出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

副議長(牧野勇司君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。26番 菅原清一郎議員。

26番(菅原清一郎君)(登壇) おはようございます。

平成17年度士別市議会第1回定例会において、通告のとおり一般質問をさせていただきます。

合併後、最初の定例会にかかわる一般質問でございますので、旧朝日町の今後の地域振興にかかわる質問を私からさせていただきます。

第1問目は、指定金融機関の指定についてであります。

士別信用金庫は、朝日町におきましては指定金融機関として大変長い間地域住民に親しまれ、利用されてきたのであります。庁舎内に設置されました窓口業務を初めとし、町内各企業や事業所に利用された唯一の金融機関でございました。合併に伴い、5人の正職員と1名の6人体制から4名の職員に減少されております。士別信用金庫も営利企業でありますから、当然のように人員削減をし、地域に合った体制を築くのは、残念であります。仕方のないことだと認識はしてございます。

しかしながら、合併した士別市は、以前から北海道銀行を指定金融機関としておりまして、合併協議会においては議案として審議されることなく、当時の合併協議会の吉越幹事長から指定金融機関の取り扱いについて報告されたのであります。その内容につきましては、新設合併によって両市町が指定金融機関の指定取り消しと契約解除の必要があって、朝日町は士別信金と、士別市は北海道銀行との契約を解除するとの報告がされ、そして次に、新市において一つの金融機関を指定する必要がある。職務代務者が専決処分によって金融機関を指定して契約を締結するために、協議会の中で決定しておくことが必要だと報告され、新市の指定金融機関は北海道銀行と了承されたのであります。

その理由として、1つには、合併期日が年度途中でもあり、事務処理等の取り扱いを引き続きとり進める必要がある。2つには、地元・士別信用金庫からも指定金融機関の指定要請があったので新市において十分協議するとの発言があったので、我々は本意ではありましたが、

協議会委員の委員会の場合では了承したのでございます。

ここで、土別信用金庫の現状を若干触れてみたいと思います。

金庫は昭和25年7月に土別信用組合として設立され、その後、昭和27年1月に法の改正によって現在の名称になったのであります。土別市に本店を有し、本支店及び出張所を含め10店舗がありまして、特に市内には5店舗と店舗外現金自動設備5カ所を配し、市内をくまなく網羅し、市民の利便性に寄与されていることは御承知のとおりであります。

また、平成14年4月より、土別市病院事業会計の指定金融機関として病院内に窓口を開設して、利用者の利便性の向上に役立っているのであります。土別市公金取り扱い収納事務高の実績も、平成14年で9億2,600万円、平成15年度に至っては9億9,900万円と増加しており、平成14年度開始の病院会計で59億9,900万円、平成15年度58億2,300万円の取り扱い実績と、市民の多くにその窓口を利用されているのでございます。

地域に根差した金融機関として、着実に企業努力によって全国的にも金庫の健全性が高まり、財務力が極めてすぐれているとの評価をされていることは、地元に住む一人の住民としても非常に頼もしい限りであります。地域経済が疲弊し、金融機関にとってもますます厳しい環境が予想される中で、本市に本店を置く金融機関として地域住民への利便性の向上のために、そして地域経済の発展のためには、土別市指定金融機関として市内をくまなく網羅しているネットワークを活用するならば、より一層の地元企業の育成と発展、そして雇用の拡大の意味からも、北海道銀行から地元の土別信用金庫への指定金融機関の変更をこの合併を機にすることができないものでしょうか。

金融機関の自治体での複数での指定は、いたずらに経理の混乱を招くので道内には存在いたしません。また、北海道銀行の道内自治体での指定は土別市のみとなっているのを、この機会につけ加えさせておきたいと思えます。

特に、朝日支店の状況は、冒頭に申し上げましたとおり、雇用の場が減少し、更に支店機能を現在に残しているものの、各企業や事業所、あるいは商店の事業主や利用者にとっては、これ以上の職員の減少は避けていただかないとの声が日増しに大きくなってきております。

その大きな理由は、融資業務や経営相談ができなくなってしまうことにございます。信金も企業ですから、市の態度いかんでは朝日支店の規模縮小にとどまらず、将来的には出張所もしくは廃止とでもなったら、朝日地域では事業のみならず、暮らしていくことに不便が生じかねない大きな問題でございます。土別信用金庫は設立54年にもなり、確実に地域のユーザーに根差した金融機関でありますので、新市土別市の更なる発展のためにも、そして市民の利便性のためにも、指定金融機関とすることで旧朝日町が疲弊せず、均衡のとれた地域として発展する大きな要因であると私は信じてやみません。

このたびの両市町の合併は対等合併で成立していることから、市長がよく口にされる均衡ある地域の発展のために全力を尽くすとの意味からも、北海道銀行さんにはこの機会に御理解いただき、撤退していただく。更に、地元金融機関の土別信用金庫を指定することが地元経済

発展のためにも大きな意味があることから、是が非でも実現できますように強く要望したいのであります。この機会に、大きな問題ではございますが、市理事者の建設的な御答弁を期待いたします。

次に、2問目でございますが、土別ハイヤーの朝日営業所の廃止についてでございます。

今年7月22日に、旧朝日町長あてに株式会社土別ハイヤーより、平成17年9月30日をもって営業所の廃止の申し入れがあったのですが、元町長よりハイヤー側に、住民の貴重な足でもあるので、できる限りの支援をするので営業所の存続を申し出たとの報告が旧町議会にされたのでございます。

その後、土別ハイヤーの営業実績やら内容を調査いたしますと、近年の朝日町内における大幅な人口減少、自家用自動車の普及、そして長引く不況の影響、そして一番大きな撤退理由は、町内の学童の送迎や北線地域での一般利用客や福祉タクシーの利用など、町の制度によってタクシーが土別軌道へのくらがえや、制度の廃止によって固定客がほとんどなくなり、運送収入は平成17年度から比べますと、平成16年度に至ってはその半分以下となるなど、その経営状況は悪化の一途をたどっているのでありますことなどから、経営者側は朝日営業所の営業存続は困難と判断したようであります。

朝日町地域はJRもなく、唯一の交通手段は土別軌道バスのみであることなどから、ハイヤーの営業所の存続は、その利用者や弱者にとっては大問題となっております。確かに、電話でお願いすれば、30分あれば土別本社・営業所からは来る距離にはございますが、その不便さや安心感などははかり知れないものがあると感じているものでございます。地域住民にすれば、「合併になってハイヤーも撤退するのか」との不安な声が聞こえてくるのであります。

私は、日高管内の日高町で3年前より仕事をさせていただいているのでありますが、一昨年の春に地元のハイヤーが、やはり朝日町と同じような理由から、町からの支援がなくなって、更にはまた経営不振で廃業してしまいました。それで、この春までの1年半ばかりの間に交通事故が多発したり、飲酒運転や酒気帯びで検挙が大幅に増大したそうでございます。自分も飲食をした後の移動に随分不便を感じましたし、このことばかりではないでしょうが、日高町は陸の孤島とも言えるところでありましたので、やはりまちの福祉バスや各地間の町有バスでは住民のコンセンサスは得られなかったようであります。よって、この春からは営業所は復活して、住民の方のみならず、来町者にも歓迎され、利用されているそうであります。

こういう理由からも、企業の撤退理由であります。一度なくなって事故やらが多発、発生してから後悔するのではなく、この機会に土別ハイヤーの存続のための方策を探して、朝日地区の利用者のためにも今までに旧朝日町がとった政策的配慮がとれないか、この機会にお伺いしたいのでございます。

続いての質問は、観光振興対策についてでございます。特に、観光協会の今後の運営についてでございます。

朝日町観光協会の平成17年度の予算は1,138万円でありまして、そのうちの町の補助金が

1,057万7,000円でございます。事業は皆様も御承知のとおり、メイン事業であります岩尾内湖水まつり約700万円の予算でありまして、そのほかには川船みこし、七夕花火大会、盆踊りなどの各種の事業費の合計が824万3,000円で全体の72.38%でありまして、管理費は観光協会事務局長を含む人件費が171万3,000円で予算の15%になってございます。

以上のような補助金も、来年度以降も観光事業、とりわけイベント費用については特例区の事務において確認され、今後も実施していくことにはなっておりますが、現行の朝日町観光協会が主催してやるのか、あるいは町民の間でもこのことについては大きな話題の一つであります。新市では観光協会は一つだとは思いますが、それとも朝日町観光協会は支所的な配置になって、今後も企画運営は独自の予算を持ってやっていけるのでしょうか。市観光協会の予算規模は承知しておりませんが、合併後の両市町の存続する観光協会には今後どのような行政指導、あるいは支援をされていくのでしょうか。

また、このほかにも、両市町に存在していた各種団体の統廃合は今後たくさん出てくるものだと思います。行政が少なくとも補助金や助成金などの公金を支出している団体には、今後どのようにかわりを持って指導されていくのか、この機会にお伺いするものであります。

最後の質問になりますが、合併特例区についてでございます。

昨日の谷口議員との同じ内容の質問にはなりますし、答弁もお聞きしていて申しわけございませんが、我が朝日町地区においては地域振興上の上からは最も大きな問題でありますことから、お許しをいただきまして、再確認の意味もありまして質問させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

合併の最大の焦点でありました朝日町における合併特例区の設置は、その事務事業内容もそうでしたが、町理事者との設置そのものが議論の分かれ目であり、大変な時間と労力を費やして、産みの苦しみを嫌というほど味わったものであります。

町内論議が平行線をたどり、一定の方向が示されないままでの合併協議会への参加でしたので、士別市関係者の皆さんには大変な御迷惑をおかけしたと思います。しかしながら、最終的には朝日町の協議会で一本化にはなっていなかった設置問題も、逆に士別市側の委員からの好意的ともとれる「設置には反対しないよ」の発言で、朝日町に合併特例区が設置確認されたと言っても過言ではございませんし、事務事業内容についても不満は残るものの、おおむね御理解いただきましたことに心から感謝いたしたいと思います。

さて、合併特例区は、町民の権利とでもいいますか、合併によってその地域が極端に寂れたり疲弊しないように、ソフトランディングできるようにすることが大きな目的でありまして、5年間という限られた期間ではありますが、特例区長を筆頭に、朝日の地域づくりのために大いに活用するべきだと思います。

質問の内容であります。たくさんある中から、事務事業については今後、担当者が企画立案し、特例協議会で審議され実現されることですから、今回はその特例協議会の12名の委員の選任方法についてを質問とさせていただきます。

士別市では、従来から市の非常勤の委員やその他の審議委員などは、住民からの公募制を採用していると聞いております。公募制も種々の問題点はあるものの、住民の公平な人選方法でありますことから、朝日町地区にもこの適用をしていただき、より一般の住民参加のもとでの人選をお願いしたいのであります。

朝日町合併特例区規約の中の組織についてということで、市長は、協議会の構成員の選任については特例区域内の住民の意見が適切に反映できるように努めるものとし、当該委員は住民組織の代表者及び公共的団体からの推薦者並びに識見を有する者で12人をもって構成するとありますが、この規約にありませんが、ぜひとも公募を募ってほしいという気持ちでいっぱいあります。

協議会委員の役割は、1つには事務について審議する、2つには予算、補正予算、暫定予算の同意、3つには決算の認定、このほか特例区域内の地域振興に関する施策の審議など、議会議員にも匹敵するほどの権限が与えられることになっていることから、先ほども申し上げましたが、公平な立場での選任を強く要望したいのであります。昨日の答弁で、その内容には一定の評価をいたしてはおりますが、いま一度御答弁をお願いしたいと思います。

また、合併特例区に関しては、その事務の実施に当たっては区長や総合支所の職員だけではなく、対等合併の意義からも本所の機能も十分に発揮されることが、この合併が本当によかったと言えることにつながると私は思っております。

以上、人選のことに触れたのみになりましたが、均衡ある発展を目指し、市長が掲げる協働参加のまちづくりの実現のためにも、旧朝日町地域合併特例区の積極的な活用と運営の基本的な考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終了いたします。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 菅原議員の御質問にお答えをしてみたいです。

最初に私から、指定金融機関及び観光振興対策にかかわる各種団体の統合等に関して御答弁を申し上げますが、その他の質問につきましては、朝日総合支所担当助役から御答弁を申し上げることにいたします。

まず、指定金融機関につきましては、地方自治法によりまして、自治体は一つの金融機関を指定して公金の収納、支払いの事務を取り扱わせることができるとされており、複数の指定は、これは認められないとなっております。

今回の合併に伴いまして、旧士別市が北海道銀行、旧朝日町が士別信用金庫とそれぞれ異なった金融機関を指定してきておりましたことから、新たな市で一つの指定金融機関とする必要があり、北海道銀行を指定したところであります。

その合併協議における経過につきましては、ただいま菅原議員からお話のあったところでありますが、この際でするので、旧士別市において北海道銀行を指定金融機関と指定をしてこれまで継続してきた、これまた経過につきましても御説明をさせていただきたいと思います。

旧士別市の公金の収納業務あるいは支払い業務につきましては、昭和32年4月から昭和39年3月までの7年間、士別信用金庫が旧地方自治法の規定により、現金などを取り扱う市金庫業務を行っていたところでありましたが、地方自治法の一部改正によって、昭和39年度から指定金融機関制度に変更されることとなり、当時、新たに指定金融機関を指定するに当たって、地元の士別信用金庫をはじめ旧北海道拓殖銀行及び北海道銀行の3金融機関から、士別市指定金融機関の指定を受けたい旨の陳情・請願が出されたところでもあります。

この要請を受けまして、市議会の総務常任委員会におきましては、借入金の利子、特に一時借入金の利子、借入金の限度額、収納金その他の取り扱い方法、貸越金の取り扱い等についての考え方を各金融機関から意見を聴取した結果、北海道銀行を士別市の指定金融機関とする旨決定をし、39年3月に市議会の議決を得たところでもあります。

このような経過を経て、北海道銀行が旧士別市の指定金融機関としてこれまで業務に当たってきたところではありますが、この間、昭和40年代後半から昭和50年代前半のオイルショックに端を発した我が国のインフレ抑制策として当時とられた総需要抑制策によって、地方自治体への資金確保も大変厳しい時期に優先的に資金確保に努めていただきました。

また、地方債や一時借入金の借り入れ条件等につきましても、市の中で北海道銀行にとっては唯一の指定金融機関であることからしても、他市との比較において金利面などで極めて好条件の融資にも配慮していただいていたところでもあります。特に、一時借入金の金利につきましては、他の自治体の例を見ると、優良取引先への貸出金利であるプライムレートを参考に1.375%程度に設定されておりましたが、旧士別市におきましては0.58%と、非常に低利で融資を受けてきたわけでもあります。

また、最近では、旧士別市の第2次財政健全化計画を実施する上で極めて大きな比重を占めておりました約20億円の銀行縁故債の借りかえにつきましては、最高3.6%の金利を1.36%に引き下げた上、償還期間もこれを延長し、市の財政負担の平準化を図ったところではありますが、総務省並びに北海道がこうしたことに対して難色を示す中にありましたが、私と西尾議長が上京して、じかに総務省に参りましてこうした実情をよく説明をいたしました結果、指定金融機関として金利面、更に事務的な面におきましても全面的な支援を受けて、全国的にもほとんど例のない借りかえが実現するなど、指定金融機関としての責任を十分果たしていただいたものと認識をいたしております。

ただ、議員のお話のように、地域に根差した金融機関である士別信用金庫からも、幾たびか指定金融機関の指定の要請もありました。旧士別市議会の一般質問でも取り上げられていた経緯も踏まえて、私としては、平成14年度に市立病院の出納取り扱い金融機関として士別信用金庫を指定をし、病院事業会計の出納事務全般をお願いをしているほか、起債の借り入れにおきましても、その一部や一時借入金についても、同士別信用金庫の融資を受けるようなことで進めさせていただいておるところでもあります。また、今回の合併に際しましても、公金の収納事務を取り扱う収納代理金融機関として指定させていただくとともに、病院事業会計の出納事



務についても引き続きお願いをしたところであります。

更には、旧朝日町の指定金融機関であった状況を十分配慮をして、旧朝日町で預託していた基金、これは約11億7,000万円に及んでおりましたが、これにつきましても引き続き土別信用金庫朝日支店に預託するなどの配慮をいたしている次第でございます。

そこで、今後の指定金融機関の指定についてであります。合併協議の中で新たに協議することが確認されておりますが、その時期につきましては、金融機関との協議や引き継ぎの期間を考慮し、平成19年4月1日より、新たな指定金融機関と業務契約をいたす考えであります。この決定の際には、仮に市内に店舗を有する金融機関から指定を受けたい旨の要請があるとなれば、これは金融機関を同等に扱いとし、同じテーブルで第一歩から協議を行い、議会とも十分相談をした上で18年度中に決定をいたしたいと考えております。

次に、両市町にある各種団体の統合について、各種団体の補助金についてであります。合併協議の中では、同様の目的を持つ各種団体にありましては、新市の速やかな一体性を確立するためにも、それぞれの実情を尊重しながら統合を進めることとして、できる限り合併時に統合を図るよう対処いたしたところであります。

こうした中で、社会福祉協議会のように公的に一元化いたさなければならない団体は別として、各団体ともそれぞれの事情があることから、これらを考慮して、例えば9月が年度途中であることから、17年度にはお互いを存続をさせ、18年度に統合再編を行う団体もありますし、数年単位といった一定の期間を置いてから統合または再編を目指す団体もあるほか、期間が明示されず、将来において統合再編とすることに至った団体もあります。

新市としての一体性あるいは行政運営を踏まえますと、類似団体にあっては極力統一を望むものであります。まずは各団体の意思を尊重しながら、特別な事情がない限り、将来においても統合再編となるように対応いたしてまいりたいと考えております。

以上、申し上げます。答弁といたします。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 瀧上助役。

助役（瀧上敬司君）（登壇） 私から、土別ハイヤー朝日営業所存続ほか2点についてお答えをいたしたいと思っております。

初めの朝日営業所の経過につきまして御報告申し上げたいと思っております。

株式会社土別ハイヤーが、朝日地区へ昭和33年3月に営業所を開設したのが始まりでございまして、岩尾内ダム建築工事が行われていた昭和45年当時の最盛期には、車両4台を配置しましてフル活動した時代もございました。ダム建築工事の終了や、国有林野事業の縮小に伴う営林署の統廃合とその後、人口減少によって朝日営業所の成績は低下傾向となり、平成3年2月には営業所を引き揚げたいという旨の提起が会社側からなされるに至った経過がございます。その際、会社側と町との協議の結果、営業所となる建物を町が新築をいたしまして会社に貸し付けをすること、それから設置場所については便利性のよい、バスとの接合のよい土別軌道バス朝日停留所隣接地へ移転することで合意をいたしまして、平成4年4月から建物を賃借し、

現在に至っております。

その後、人口の減少、それから平成15年4月から朝日地区で実施をいたしましたコミュニティバスによって、前年まで町が土別ハイヤーに委託いたしておりました小学校低学年児童等の通学輸送等がなくなり、会社にとっては年間100万円程度の減収となるなど、朝日営業所の営業収支が採算割れの状況となっております。本年7月22日に朝日町へ、9月30日をもって朝日営業所の廃止したいとの申し出があったところでございます。

このことを受けまして、8月12日、朝日町としましては、会社側に対し営業存続の要請を行い、更に8月19日には朝日町議会へその旨の経過報告をいたしまして、営業存続のための努力をせいと議会からの御意見もありましたので、合併後、土別ハイヤーと3回の協議を持った経過がございます。

内容的には、具体的な内容はありませんけれども、今年度の朝日営業所の上半期の輸送実績においては前年度をまた下回り、成績の改善が図られない状況であると。更には現在、予約による利用の比率が多いということなど、抜本的な解決策を見出すに至っていないのが現状でございます。しかしながら、ハイヤー利用者の影響も考慮しながら、営業所存続に向け、会社側と今後も協議を継続してまいりたいと考えております。

次に、観光振興対策の中で、観光協会についてのお尋ねでございます。

新士別市がスタートしてから約2カ月が経過したところでございますが、合併前において土別観光協会と朝日観光協会の役員の方々が一堂に会しまして、合併後における両協会の一本化についての意見交換、協議を行ったと伺っております。意見交換の中では、総論としては一本化を図ると、両協会とも依存はないようでございますが、具体的に一本化するかどうかについては、現在の運営方法など数多くの相違があり、両協会でありますことから、今後は更に調整が必要であるというふうにお伺いをしてございます。

市といたしましても、さまざまな観点から観光協会は一本化を図るべきと考えておりますので、これらの協議の推移を見ながら、適切な時期に協議に加わり、調整をしてまいりたいと考えております。したがって、観光協会の組織体制がどのような体制になるかは別といたしましても、岩尾内湖水まつり等、合併特例区の重要な案件として位置づけられておりますので、現時点では従前同様の実施になるものと考えてございます。

また、観光協会に対する支援等につきましては、これまでと同様に対処してまいりたいと考えておりますが、現在の両協会に対する支援内容には相当な差異がありますので、均衡を図りながら支援をしてまいりたいと存じます。

次に、合併特例区についてのお尋ねでありました。

昨日の谷口議員さんの答弁と若干重複いたしますが、特例協議会委員につきましては、特例区設置規約第8条で、住民組織の代表者及び公共的団体からの推薦者並びに識見を有する者12名をもって構成すると定められております。また、市長は、協議会の委員の選任に当たって、特例区内の住民の意見等が適切に反映できるよう努めるということでありまして、選任

に当たっては十分に配慮したいと考えております。

議員お尋ねの委員の公募につきましては、現在それぞれの組織、団体等に委員の委嘱をお願いし、推薦をしていただいて12名を選任いたしますので、公募に準ずる公平性が確保されるとともに、区域内住民の声をより適切に特例区に反映させていくことができると考えてございます。

また、特例区の積極的な活用につきましては、特例区で行える事務事業は規約で既に定められておりますが、このほか朝日地区の振興対策全般についても特例区協議会の中で十分議論され、その結果等については新市の施策に反映できるものでありますので、これから策定される土別総合計画にも意見反映等ができるものと考えてございます。

また、運営の基本的な考え方につきましては、合併特例区は独立した法人格を有する特別地方公共団体でありますことから、その主体性をできるだけ尊重したいと考えてございます。

以上申し上げまして、答弁いたします。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 19番 寺下 亘議員。

19番（寺下 亘君）（登壇） 2005年、土別市、朝日町の合併後の第1回定例会における一般質問を行います。

基幹産業と位置づけられている農業についてお伺いをいたします。

市長の市政執行方針の中で、本市の農業・農村が今後とも安定的に発展していくためには、食糧の生産とそれを支える農業・農村の多面的な価値をいま一度認識し、活力あふれる農村づくりを推進していくこと。また、収益性の高い農業を継続的に発展させ、活力あふれる農村を創造すると、崇高な目標を掲げ、北の大地に根差した活みなぎるまちづくりを行うことによって、農業の前途が洋々たるものであることを語られていると感じました。しかし、現実には農村・農業、そして食料の置かれている現状を克服し、解決なくしては、夢も幻になりかねません。

そこで、以下の件につき、どのように考え、どのような対策を持ち、解決していこうとしているのか、お答えいただきたいと思っております。

まず、食糧の自給率について。

一般的な和食の朝食メニューで、御飯、みそ汁、ホウレンソウのお浸し、納豆、卵、焼きノリなどの自給率はカロリーベースで64%。これが洋食になると、食パン、オムレツ、サラダ、紅茶で13%、ラーメン、ギョウザに至っては7%と言われております。食料を外国から金で買える今はいいが、金で買えなくなったとき、日本人は未曾有の飢えに苦しむと指摘されています。日本の食糧の自給率は、穀物では世界で124番目、先進国はもとより砂漠の国よりも、また食糧支援が話題になる北朝鮮よりも低い自給率、国民食糧の6割も外国に依存する世界に例を見ないのが現実の食料状況だと言われております。

政府は今年3月、今後10年間の農政の方向を示す新たな食料・農業・農村基本計画を決めています。この中で、焦点の自給率向上目標について、前回基本計画で定めた2010年までのカク

リー自給率を45%に引き上げるという目標を2015年度目標に先送りしています。まして、カロリー自給率40%はいかにも低い印象を与えるが、金額ベースでは70%に相当するとしています。金額ベース自給率では、為替や関税に左右され、円高になれば更に上がることになり、まさに猫だましそのものです。このような食糧の自給率と自給率の先送りについて、見解をお聞かせください。

次に、農協の解体、農業委員会の不要論についてお尋ねをします。

小泉内閣は、郵政民営化について、国民の反対、国会における参議院での否決を、衆議院の解散を強行して行うなど、前例のない暴挙で押し通してしまいました。その後の日本郵政株式会社の設立発起人の役員構成を見れば、郵政の民営化は財界の主導によるものであったことも明らかであります。

小泉改革の推進本部は、郵政の次は農協の解体を公表しています。農協の解体は、総合農協が取り組む信用共済、経済事業の分離・分割にとどまらず、全農に販売事業をやめさせ、組織の大幅縮小を求め、独禁法の適用、世界の協同組合運動で160年以上も守られてきた1人1票制の決議権という、協同組合の命とも言える民主的運営の基本原則をも侵し、破壊する内容となっていることは明らかになっています。

1つは、正組合の1人1票制は、大規模農家よりも多数の零細農家の利益が重視されるとして、他の営利目的企業と同じにせよと要求していること。2つ目に、銀行や保険会社では他業禁止が行われていることを理由として、農協も各事業を別の法人組織として独立しての運営を要求し、分割、再編を求めていること。3つ目に、全農から販売事業を取り上げ、組織の縮小、独禁法の適用による農産物市場の支配権の拡大など、このような財界の農協解体論、また小泉内閣の露骨な改革攻撃強行に対してどのように考えておられるか、お伺いをいたします。

農業委員会にも簡潔にお伺いします。

経済財政諮問会議と規制改革・民間開放推進会議、これはいずれも小泉改革の戦略推進本部として、首相官邸に設置された財界代表、学者などで構成される政策提言機関です。ここでは、農地問題について、農地転用期待を醸成する諸制度及び農地保有主体制限の見直しを求め、株式会社等への農業参入機会の拡大を要求しています。一般株式会社の農地取得を含めた自由化を図り、農業委員会の機能をなくして、農家以外の第三者機関に権限をゆだねようとするものであります。

現在、農業委員会が農民を代表する議会として、農地の保全と農業を守るために苦勞されている中、農業委員会の役割を無視したこのような不要論に対してどのように考えておられるか。また、合併後の農業委員会のあり方についても見解をお聞かせください。

次に、水稻、米価についてお伺いをします。

21世紀に入って、世界の米価は毎年上がっているのに、なぜか日本の米価は下がりっ放し、「水より安い米」が話題になるほど異常な実態にあります。全国的に見て、1990年から95年には米1俵(60キロ)当たり2万1,000円台であったものが下がり続けて、2005年には1万4,700

円台と下落しています。

北海道の今年の作況指数は、107から109と報道されています。ホクレンの今年産米の概算金が、きらら、ほしのゆめ、ななつぼしはともに1万円となっています。これまでの仮渡金でなく概算金ということは、販売価格によってはマイナス生産もあるということになります。全国的な作況指数は102で豊作だと、盛んに豊作を宣伝しています。

作況指数が101以上になれば、集荷円滑化対策が発動され、過剰米を1俵3,000円で収納することができる。この1俵3,000円の代金は、生産者が拋出して積み立てられた10アール当たり1,500円と、国の無利子の貸付金によって農家に支払われるこの3,000円で。また、集荷された過剰米は農協の倉庫に保管され、1年後に米は所有権が国に移転される仕組みになっています。所有権の移転によって、国は支援費という名目で60キロ当たり3,000円を翌年の11月までに支払われることになっており、実質1俵3,000円で政府は米を手に入れることになります。この過剰米が国に所有権が移転されると、政府備蓄米の超古米と差しかえられることも懸念されます。今までも、他用途米を古くなった主食用と差しかえ市場に放出、米価を混乱させたことを忘れてはならないと思います。

作況指数について、JA北ひびきにお聞きすると、統計情報事務所が使っているもみを通す網目、これは1.7を使用しているとのこと。生産農家は、きららは2.0、ほしのゆめ・ななつぼしが1.9とのことでした。ある農家の方に聞くと、今年のきららの場合、1.7で通せばほとんどくず米は出ないのではないかと。2.0で通した場合、6俵に1俵の割合で出るとのことでした。

全量1等米の出荷をとの努力はわかりますが、作況指数のもととなる網目1.7と2.0の差をどのように考えたらよいか、お伺いをします。

ちなみに、共済では1.8を使用しているとのこと。網目を1.7でふるいにかかけ、作況指数101以上にし、集荷円滑化対策を初めて発動させ、過剰米を市場から隔離し、1俵3,000円で手に入れようとする、何か政治的な思惑を感じるのは私だけでしょうか。こんな政府の米政策に対して、どのようにお考えでしょうか。

また、士別市における過剰米の発生量は反当たり何キログラムになり、全体でどのくらいの量になるか。また、そのことにより、農家全体の収入減はどのくらいと見込まれているか、お伺いをいたします。

次に、畑作4品についてお伺いをします。

政府は、農政改革の柱と位置づけ、2007年度から実施する新しい経営安定対策の枠組みをこの10月中に決めます。経営規模などの要件を決める品目横断的政策の対象は、麦、大豆、でん粉用芋類、甜菜、サトウキビなど畑作物であります。水田転作の多い麦・大豆の場合、農家は産地づくり交付金、いわゆる転作助成と国の麦・大豆交付金で何とかコストを賄っている状況にあります。しかし、小泉内閣はこれらの交付金を大幅に削減する方針です。

昨年段階での農水省の削減案では、経営改善計画をつくり、市町村が認めた認定農業者については、北海道を除く都道府県で麦、大豆、稲作合わせて4ヘクタール以上、北海道では10ヘ

クター以上となっています。全国農協中央会のまとめでは、現状でのこの要件を機械的に当てはめた場合、新しい交付金の対象者となるのは麦で4%、大豆では5%程度となり、9割以上の農家は赤字になると試算をしています。

士別市で見ると、農家戸数に対して認定農家の割合は多いと思いますが、畑作4品について16年度の作付実績、17年価格からの推計で粗収益、国の財政負担割合、収入減などはどのようになるか、お示してください。

甜菜についてもお伺いをします。

士別には日本甜菜製糖株式会社の工場があり、ビートの作付、原料の確保など、当議会でも議論がされてきました。最近のマスコミの報道によると、ビートはこれまでの豊作によって生産者と糖業で70億円の補てんをし、生産者は1戸当たり52万円を拠出していると報じられています。糖業最大手の新三井は、北海道の糖業からも原料を買っているものの、ほとんどは輸入となっています。調整金を最も拠出しており、道内の糖業に対して強硬な姿勢をとっていると言われています。北海道の砂糖業界にとって、新たな基本計画で甜菜等の生産を10万トン削減する問題、品目横断政策の移行によって最低生産者価格が廃止された場合に、どうなるかさっぱり見通しが無い。調整金制度がなくなると、より大変だと懸念されています。

現在の砂糖需要量は210万トン、北海道の甜菜からの産糖量は72万トンで、全体の自給率は34%となっています。ビート生産者を守り、製糖工場を守るために、どのような対策をお持ちでしょうか。甜菜の作付には輪作は欠かすことができません。品目横断的対策として、畑作4品の交付金が削減されれば、輪作体制は成り立たなくなるとは思います。いかがでしょうか。

次に、バレイショについてもお伺いをします。

日本では、植物防疫法に基づいて、シストセンチュウなどの病害虫を防止するため、発生国からの生鮮ジャガイモの輸入を禁止しています。しかし、製菓大手カルビーは、端境期の品薄を理由にアメリカ産ジャガイモを輸入しようとしており、農水省は早ければ来春からポテトチップスの加工用に限って解禁する方針と報道されています。

最近の新聞報道でも、カルビーの子会社、カルビーポテト帯広が植物防疫検査を受けていない種芋、品種はスノーレンというそうですが、を農家に栽培目的で譲渡、南富良野でシストセンチュウが発生をしました。シストセンチュウは、ジャガイモの根に寄生して養水分の吸収を妨げ、枯死させます。また、栽培しなくても10年以上生存でき、増殖率が高いため、極めて防除が困難、根絶はまず不可能、道立十勝農業試験場の話ですが、そのように言われています。士別にもカルビーの芋貯蔵庫が南町にあり、カルビーとの契約栽培で昨年は2,131トンのスノーレンが、ジャガイモですが生産されています。士別のバレイショ生産の5分の1強となるのかと思います。

シストセンチュウの防疫や検査体制はどのようにされているのか、お聞かせください。

輸入飼料によるBSEの対策や遺伝子組み換えの菜種の自生、遺伝子組み換えの農作物栽培など、地域の農業や市民生活を守る行政の果たす役割はますます重要になっていると思います。

これらに対する対策についてお知らせください。

山積する農政の中で、当面する課題について質問をさせていただきました。私も、土別の基幹産業である農業が、生産者が希望の持てる、流した汗に報われるものであってほしいと願うものであります。安全でおいしい農畜産物、この土別の大地からと思います。そのためにも、行政を中心とした農家、農業関係者の農業を守る運動が今ほど重要なときはないと思います。

以上、答弁を求めて、私の一般質問を終わります。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 寺下議員の御質問にお答えをいたします。

今日の農業を取り巻く諸情勢にかかわって、何点かの御質問でございました。

初めに、新たな食料・農業・農村基本計画における食糧自給率の目標設定等についてのお話がありましたけれども、前段のお話のございましたように、今やアジアなど世界の人口は爆発的に増加をしていることは御存じのとおりであります。また、近年の世界の異常気象がもたらす大干ばつ、大洪水も、大変なこれからの農業、世界の食糧生産にとって大きな影響が出てくるものと心配されるところでもあります。また、世界の政情不安などもありまして、食糧安保というものがもう崩壊してきているんだということも、しっかりと我が国の食糧生産に当たっては頭に入れとかなきゃならん重要な問題だと思っております。

そうした中で、わずかカロリーベース40%という我が国のこの食糧自給率、本当にこれでいいんだろうかと。日本の農業は、まさに私も寺下議員の御指摘そのものというふうにと受けとめておりますし、また北海道が安心し、また安全な食糧生産していく基地として、我が国の世界のいろんな状況を背景にしたときに、北海道こそが枢要な、私はこれからの食糧基地を担うものということで国政の大きな柱に、国土政策としてこれをしっかりと私は位置づけていくものと。これが今、何よりも大きな声で、元気を出して北海道から中央に発信していく言葉と、そんなふうと思っております。

以下、余り興奮しないで冷静に答弁を進めさせていただきますが、食糧自給率につきましてはお話いろいろありましたけれども、国内で消費される食糧が国内の生産でどの程度賄うことができるのかという、これは指標でありますことは申し上げるまでもないわけですが、国全体の状況を示すものとして一般的に知られている供給熱量化ベース、いわゆるカロリーベースの総合食糧自給率のほかに、重量ベースで示される品目別自給率や穀物の自給率といったものもあるわけでございます。

また、お話のように、新たな基本計画におきましては、カロリーとは別の角度から全体の状況を示していくもう一つの総合食糧自給率として生産額ベース、いわゆる金額ベースの自給率が正式に取り上げられました。これは、国民の健康維持増進においてますます重要となる野菜や果物の国内生産が、例えば野菜では80%を超えているものの、比較的低カロリーであるために、カロリーベースだけで自給率としての実態が適切にあらわされないという観点から設定されたものと認識をいたしております。

そこで、この設定をどのように考えるかではありますが、自給率は日常食する多種多様な食糧と、その国内生産との割合であることから、わかりやすいものでなければならず、この意味においては、生きる上で必要となるエネルギー量としてのカロリーベースが一般的には理解しやすいものでありますし、新基本計画におきましても自給率の基本はカロリーベースであると位置づけられたことから、金額ベースの新たな設定があるとしても特に混乱は招くものではないと考えております。ただ、金額ベースでの設定自体はなじみの薄いものであり、国民に理解されて広く浸透するか否かは、今後の状況を待たなければ判断できないところでもあります。

また、今回45%に設定された自給率の目標年度が2015年に先送りされましたことにつきまして、これは前基本計画では自給率を40から45%に引き上げる目標年を2010年としたものの、そのための基本的な手法の明示に欠け、現在まで横ばいで推移したとの反省から、今回は生産から消費に至る各段階で関係者が重点的に取り組むべき事項を明示し、新たに10力年の期間を設定したものでありまして、このことから見えるものは、過去5力年間に於いて国の政策をはじめ自給率向上に向けたさまざまな取り組みがあったにもかかわらず、結果としては横ばいとなったこの課題の困難性があるわけでもあります。

このため、今回の目標年が更に先に延びることがないように、まず国民挙げての取り組みが不可欠と考えますが、食糧基地・北海道の一翼を担う本市におきましては、今後におきましても着実に農畜産物生産性の向上を図っていくことが何よりも肝要であると考えております。

次に、農協や農業委員会の今後のあり方にかかわってのお尋ねがございましたが、農協解体論につきましては私の方から答弁を申し上げます。

現在の農協につきましては、農業者みずからが協同の精神によって組織活動を展開することによって農業生産性の向上、更には農業者の経済的地位の向上を図りながら日本経済の発展に寄与するものとして、昭和22年、農業協同組合法創設以来60年にわたる長き歴史の中で、農業は国の礎として、更には生命産業としての役割を果たしてきたものであります。このことは、本市を含め我が国における食糧基地としての役割が大きい北海道にあって、食糧の生産はもとより、地域社会の発展などにも大きな意義を持つものであり、その果たしてきた役割は大変大きなものがあると考えられるわけでもあります。

しかしながら、ただいまのお話にございましたように、国において昨年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」の中では、農協制度の見直しとして信用共済事業などの分社化が打ち出され、更に農林水産省による経済事業のあり方の検討方向についての中間論点整理におきましては、現在、適用が除外されている独占禁止法の適用などが盛り込まれているところであります。このような動きの中で、仮に農協制度の見直しにより存続問題に及ぶようなこととなりますと、これまで農協が果たしてきた生産農家への営農指導、農家の方々の生活に密着した必要不可欠な業務、更には農業・農村の地域を守り育てるといふ本来の目的を果たすことは極めて困難なことになると予測されます。

したがって、市といたしましても、こうした制度の見直しは到底容認できるものではな



いと考えております。今後、こうした農協の解体につながりかねない情報があった場合については、国や道に対して、農業を基幹産業とする本市の立場をもってしっかりとこれに立ち向かうような意見を申し上げてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、私の答弁といたします。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君）（登壇） 私から、水稻や畑作物の今後の動向について及びBSE、遺伝子の組み換え食品などについてお答えをいたします。

最初に、水稻にかかわって本年度の米の作柄状況や価格動向から、作況で使う網目と農協や農家で使う網目の違い、更には過剰米に対する集荷円滑化対策についてのお尋ねがございました。

まず、作況指数についてであります。調査は農林水産省の統計情報事務所が行うものであり、全国的な基準による統計手法により、直接、各農家の圃場で刈り取り調査を行い、作付品種の変更や生産技術に伴う一定の補正を行った後に一般公表されているものであります。

その作況調査の仕組みといたしましては、6月の生育状況調査から始まり、もみ数が確定する9月に概況の公表、その後10月の予想収穫量の算出を経て、12月に最終的な収穫量あるいは被害量を決定するものであります。この際に使用する網目は1.7ミリとなっており、これはふるいにかけて際に見える網下米についても一部飯米や加工米として流通している実態にあることを踏まえ、作況指数の公表開始以来、全国の総生産量を把握する基準において、農産物検査比較の3等以上で1.7ミリ幅のふるい目により選別されたものとされた全国统一規格に基づくものであります。

一方、本市の農家やライスセンターでは、市場における有利販売を目指して、農業団体の指導のもとに、品種ごとに分けて1.95ミリや2ミリの網目に統一して選別している実態にあり、その際発生します網下米については中米とくず米に区分し、低価格ではありますが一部飯米として販売されている状況であります。

このように、選別精度を高めている理由といたしまして、ただいま申し上げましたように、本州府県米に対応した売れる米づくりへの取り組みであり、選別の網目が1.8や1.85ミリが主体の本市に対して、北海道は全体としては1.9や2ミリとすることで幅広い需要と産地指定の確保を目指すものであります。このことは、全道のガイドライン配布にかかわる本市のランクづけにも反映されますし、ひいては土別産米の生産目標数量の確保にもつながるものであります。

したがいまして、稲作を基幹作物とする本市においては、今後とも産地間競争に勝てる良品質米の生産体制を整備するとともに、ライスターミナルを活用した販売促進と系統などによる一元集荷や異物混入防止、他品種混入防止対策など、関係機関が一体となって売れる米づくりを進める対策がまずは肝要と考えるところであります。

また、米の集荷円滑化対策についてであります。

この対策は、従前のとも補償が今回の米政策改革により新たなものとして制度化され、本年度の作況指数が基準値100以上となったことから初めて適用されるものであり、市場から確実に隔離することで米価の下落を防ぐものであります。

そこで、今回の作況指数に基づき、本市における過剰米の量を試算いたしますと、上川管内の作況指数に基づき7%が過剰米になりますので、本年度の生産目標数量が1万5,743トンであることから、本市全体では1,102トンとなり、反当たりで換算しますと、基準反収が平均473キログラムでありますので33キログラムとなり、約半俵が過剰米の対象となることとなります。

また、過剰米に係る農家の手取りといたしましては、生産者農家みずから平成16年度から積み立てている拠出金からの3,000円とこの米代金の3,000円となり、拠出金の負担を別にいたしますと、合わせて1俵6,000円となります。

そこで、農家全体の収入の減少額について、本年産のきさら397の現在取引販売価格1俵1万2,200円で試算いたしますと、過剰米は約半額の6,000円となることから、士別市全体での過剰米1,102トン、俵数に換算して1万8,367俵で約1億1,000万、反当たりでは約3,400円の収益の減と見込まれます。このように、農家の方々が春先から丹精を込めて収量と品種の向上に向けて日夜努力し、ようやく生産の増加に結びつけたものを飼料米などに振り向けることにより、更には本来の価格で所得を得られないということにつきましては、まことに残念なことと考えております。

したがって、府県における対策への加入率の低さが指摘される中であっても、米価の下支えとなるこの対策の効果を確実に発現するためには、系統組織などが中核となって米生産者が均等に負担する方策を検討することや、国全体における米の需給に大きくかかわる適正な在庫数量の確保に向けた飯米や加工米、政府の備蓄米、更にはアクセス米などの区別の明確化が一層必要であると考えますので、今後においても農家の立場に立った実効ある施策を強く望むものであります。

次に、畑作4品について、本市における平成16年度の作付実績と平成17年度の推計価格に基づいた粗収益、更には国の財政負担などについてお尋ねがございました。

本市における作付の昨年の作付実績面積についてであります。小麦が2,022ヘクタール、大豆が945ヘクタール、甜菜が541ヘクタールで、澁原用バレイショが29ヘクタールとなっております。これをもとに、粗収益として今年度の推計価格で試算しますと、小麦で9億円、大豆で5億円、甜菜で6億円、澁原用バレイショで1,000万円となり、全体では約20億円となります。

そこで、麦作経営安定資金、大豆交付金、更には甜菜等澁原用バレイショにおける助成金など、この中に含まれている国の財政的負担の割合と金額を推計いたしますと、小麦では77%、金額で7億円、大豆では60%で3億円、甜菜では55%で3億円、澁原用バレイショでは34%、400万円となり、財政的負担割合が合計で65%で約13億円と試算されます。

また、現在、国段階では品目横断的政策の対象者を認定農業者などとして検討されているこ

とから、仮に対象とならない農業者の収入の減少額を試算いたしますと、農家個々の経営面積の多少があるため、あくまでも単純計算となりますが、現在の本市の認定農業者の割合が全販売農家の約7割でありますので、3割の農家がこの対象にならないと仮定いたしますと、これら畑作4品全体での減少額の試算で4億円となります。

次に、甜菜にかかわってのお尋ねがございました。

甜菜につきましては、寒冷地農業の基幹作物として、収益性においても、あるいは輪作体系においても欠かすことのできない極めて重要な作物であり、本市畑作農業の発展と経営の安定化に大きく寄与してきたものであります。しかしながら、国内糖の需要の低迷や各種果糖調整品の輸入などの影響により、近年、北海道全体としても作付指標が抑制される中であって、本市におきましては現行の指標面積を減らすことのないよう、関係機関とともにその確保に努めてきたところであります。

また、本市では、これまで甜菜を含めた畑作物の生産性の向上を図るため、甜菜を核としながら輪作体系の中にしっかりと組み込んでいけるよう、各種助成策を講じながらその推進を図ってきたところでもあります。

このような中で、平成19年度から現行の甜菜に係る最低制限価格を廃止し、市場での砂糖需給状況を反映するとした制度への移行や、品目横断的政策の導入がされ、これらの政策によって対象となる担い手が認定農業者のほか一定の要件を満たす集落営農組織などとされておりますことから、制度の詳細が明らかとならない状況の中で、生産者の方々は今後の成り行きに不安を抱いている状況にあります。

こうしたことから、市といたしましては、甜菜を初めとする畑作4品の生産にかかわり、認定農業制度の見直しを行うとともに、本市における集落営農の構築により、品目横断的政策が導入された後も高齢農業者や小規模の農業者も対象となり得ることを目指すもので、このことにより本市の甜菜作付と輪作が守られ、ひいては地元製糖所の安定した操業にもつながるものと考えますので、今後とも適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、バレイショにおけるシストセンチュウの防疫や検査体制についてであります。

お話にございましたように、カルビーポテト株式会社による未検査の種子バレイショからジャガイモのシストセンチュウが発生したことから、JA北ひびき管内でも同品種の加工用バレイショを作付しておりますので、早々に確認をしたところ、すべての種子バレイショにおいて検査がなされており、この影響はないとのことでありました。

また、このセンチュウの侵入防止を目的として、本年6月にJA北ひびき管内の生産者組織、農業改良普及センター、農業共済組合、農協、行政で構成するバレイショ病害虫防疫対策協議会を設置し、一般の圃場で過去3カ年に作付した加工用バレイショのスノーレンについて、土別地区33戸の生産農家、64の圃場の土壌検査を実施いたしましたところであります。結果としては、全圃場においてセンチュウが検出されることなく、汚染された種子バレイショが作付されていなかった事実が確認されましたことに、まずは一安心をいたしているところでございます。

このほか、本市におきましては、土別種子バレイショ生産組合において種子用バレイショを生産しておりますが、本年につきましては、ただいま申し上げましたような状況から、特に5月においてすべての圃場で土壌検診を行うとともに、北海道ジャガイモシストセンチュウ防疫対策基本方針に基づく植物検診も実施をいたしたところ、このセンチュウの発生は見られない状況でございました。

このように、種子バレイショの生産においては、植物防疫に基づく圃場の選定から植えつけを初め病害虫、雑草の防除、更には周辺の環境浄化、収穫、選別、貯蔵に至るまで極めて厳しい生産管理基準に基づいて管理を行っているものであり、今後においてもこの管理の強化に努めるものであります。

また、BSE問題や遺伝子組み換え作物の栽培など、食の安全・安心の観点から、地域の農業や市民生活を守る行政の果たす役割について御質問がございました。

平成13年に国内初のBSE感染牛が発見されて以来、大手食品メーカーやスーパーなどによる食品偽装表示事件が発生するなど、消費者の食に対する意識がますます強くなってきております。更に、鳥インフルエンザなど、特に近年は予想しがたい新しい伝染病が発生する可能性が高いことや、つい最近では遺伝子組み換え作物の栽培の是非についての論議がされる中、生産者の意思に反して、農薬をまいても枯れることのないトウモロコシが見つかるなど、生産者の安全・安心の意識だけでは守り切れない状況があるのも事実であります。

こうしたことから、市といたしましても、こうしたBSEや家畜伝染病などの発生などが農業を初めとする関連産業に与える影響は甚大でありますことから、日ごろからあらゆる情報を収集する中で、各農業関係機関・団体とも連携を一層強化することで万全の体制を講じてまいりたいと存じます。

以上申し上げて、御答弁といたします。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 松川農業委員会会長。

農業委員会会長（松川英一君）（登壇） 寺下 亘議員の御質問のうち、農業委員会にかかわる部分について私からお答えをさせていただきます。

農業委員会は昭和26年に制定され、農業委員会等に関する法律により、従来存在していた農地委員会、農業統制委員会及び農業改良委員会を統合して、農業生産力の発展、農民の地位向上、農地などの利用関係の調整などの事務を行う目的で設置された農地行政などに関する地方自治体必置の合議制の機関であります。

制度創設後において、選挙委員数や選任委員の設置、所管業務の内容、農業委員会の必置基準面積などに関して幾度かの改正を経て、平成16年5月26日に改正法の公布が行われましたが、これに付随して、今後とも独立した行政機関としての農業委員会の必置規制を堅持すべきとの附帯決議が、衆参両院の農林水産委員会で採択されております。これに対して、地方分権改革推進会議は、農業委員会の必置規制の廃止を検討する気であるとの意見を公表したことから、北海道農業会議は全国レベルでの活動と呼応して市町村長に要請活動を行ったところでありま

す。その後において、寺下議員の御質問にございましたように、財界を初めとした動きが出てきている状況でございます。

しかしながら、平成16年11月1日から施行された改正法において、農業委員会の設置にかかわる基準面積が北海道では360ヘクタールから800ヘクタールに引き上げられた結果、市町村合併に伴う本年10月1日現在の道内市町村数は198で、そのうち農地面積が著しく小さいため、道内では室蘭市と利尻町が廃止をしておりますが、一方では必置基準面積を下回るけれども、市町村が存置の必要があると判断をして設置している自治体も11市町村でございます。

また、本市農業委員会におきましては、改正法及び旧土別市と旧朝日町との合併にあわせ、組織のスリム化を図ったところでございます。

農業を取り巻く情勢は依然として大変厳しい状況にあります。食糧の安定供給、生産性向上の必要性がとらえられている今日、農業委員会は食料・農業・農村法に基づき、優良農地の確保、農地の有効利用などの農業振興を図るとともに、農地などの権利の制限、耕作者の権利保護などを果たしており、朝日町との合併後におきましても、農業を基幹産業とする本市においては重要な役割を担っているものと認識しているところであります。

また、農地法等の法令業務の全国的な統一性、公平性、客観性の確保を図り、担い手の農地の利用集積の促進や耕作放棄地の発生防止、解消のための指導、計画的な土地利用の推進に向けて、中心的な活動を果たすべき役割はますます重要になってきております。

このような役割を十分に発揮するため、土別市北ひびき農協などの関係機関・団体と連携をして、農業委員会の日常活動の中で農地に関する諸問題についての相談業務と各種情報の提供に努め、農業者の代表機関としての役割と期待を裏切ることのないよう、地域財産であるかけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくるかけ橋として、安心と生きがいを持って営農が続けられる基礎づくりに努め、農業という職業を通じて豊かな暮らし、活力ある地域の構築を目指して、今後も活動を続けてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 14番 小貫勝太郎議員。

14番（小貫勝太郎君）（登壇） 新市の第1回議会定例会開会に当たりまして、一般質問をいたします。

初めに、両市町の合併に伴う初代市長として市政執行を担当することになった田苺子市長にお祝いを申し上げますとともに、ますます厳しさを増す地域経済の実態にかんがみ、今後どう再生させるのか、課題が山積しているだけにその責務は極めて重大であり、対応策が重視されます。それだけに、今後4年間の田苺子市政の執行について、多くの市民は期待を胸に、その手腕に注目することでありましょう。

10月14日の開会初日の冒頭に、田苺子市長の市政執行方針の中で、市長はピラミッド型の頂点ではなく、市民あつての土別市として円の中心に身を置くとし、また市長と職員が市民や地域の中へ積極的に出向き、協働のまちづくりに向けて全力で取り組む姿勢を明らかにいたしま

した。私は、こうした政治理念は極めて重要であり、歓迎するところであります。とりわけ、課題が山積する今日の状況のもとで、市民が置かれている生活環境や、さまざまな要望などの集約と細かな行政執行のあり方や考え方を明らかにするためにも、まずは市民と行政が一体化する努力が重要であると思います。

そこで、こうした市政執行方針をもとに、具体的にはどのような対応を考えておられるのか。私の方策についても簡潔に提案いたしますので、あわせてお示し願いたいと思います。

大きな1つとしては、市主催の「(仮称)市民と市長の対話の集い」開催についてであります。市民が主役、このまちに住んでよかったと思える新市のまちづくりを念頭に、市民の声が確実に市政に届き、行政の思いを市民へ直接反映することによって、市政方針の展開に大きく寄与するものと考えられます。

そこで、3点について伺います。

その1つは、市主催の全市民対象の「市民と市長の対話の集い」開催についてであります。

集い参加に向けては自治連の協力は必要と思いますが、あくまでも市が中心となり、市民ができるだけ参加しやすい規模で、年2回、全市的に開催するよう取り組んではいかがなものかということであります。

その2つ目は、女性、青年層、高齢者、労働者、文化関係などのセクションごとの開催について、置かれている現状などについて、それぞれ要望や意見があるものと推察されますことから、試行的に開催してはいかがでしょうか。

その3つ目として、以上の対話の集いが開催された後は、「広報しべつ」に開催経過の概要を掲載し、広く市民にお知らせをする。

以上であります。

大きな2つ目として、未来を担う子供たちの対話の機会をつくることについてであります。

少子化の進行に歯どめがかからず、今後の地域社会にも少なからず影響を与えることが懸念されます。こうした現況の中で、将来を担う子供たちの育成に向けては、大人たちとしても十分責任を持った対応が必要であります。また、行政としても、教育課題はもとより、今日の地域社会に即応した施策が重要であり、子供たちの希望や悩みをできるだけ知ることが大切ではないか、このように思うところであります。

子供たちは、こうした現況の中で、立場は違っても市民の一員として勉学に励み、部活動に精を出し頑張っており、最近では土別南中学校吹奏楽部は東日本学校吹奏楽大会において金賞を受賞するなど、目覚ましい活動を展開しており、土別市民としても誇りに思うところであります。一方では、停滞する経済動向に絡み、就職難は依然続くなど、子供たちを取り巻く環境は厳しく、悩みは多々あるものと推測されるところであります。

このような現況の中で、家庭や学校現場においてもさまざまな苦労を重ねるところであります。行政側としても、小・中学生、高校生との直接対話を通じて今後の市政執行に反映できないものか、その考え方について伺いをいたします。いわゆる市長や教育委員会が中心とな

り、対話の集いを議場などで開くなど、対話しやすいよう工夫して、子供との接点する機会をつくり、実行に踏み切るよう求めるところでございます。

大きな3つ目としては、自然、環境教育活動の一層の推進であります。

ロシアが京都議定書を批准したことにより、本年2月16日にこの議定書が正式に発効して8カ月が経過いたしました。日本を含む批准した各国においても、温暖化防止の対策がようやく取り組まれている今日ではありますが、しかし、氷山の融氷が進むなど、環境崩壊が防止できるのか、極めて深刻な状況にあると報道をされております。

こうした現況は、国際社会をリードする大人たちの責任はますます重要になってきますが、このような中で未来の地球環境の保全に向けては、子供たちへの地球環境に対する認識を高めるための教育も重要であります。このことは、単なるお知らせ的な方策にとどまらず、学校教育の必須科目として環境問題をしっかり取り入れることが必要ではないかと考えます。

これまでも土別では、ドングリヤケナフ種子を活用しての栽培など、教育の一環として対応してきており、また森林・林業関係機関などが主催する森林と親しむ行事も実行され、小・中学生も参加しており、関心が深められており、喜ばしいことであります。しかし、環境問題は一過性のものではなく、永続的な事柄として認識を深め、取り組まねばならない時代にあるだけに、時移り、人が変わっても持続的かつ統一した環境教育が必要であると思っておりますが、その考え方をお示し願います。

以上、大綱3項目についての答弁を求めまして、私の一般質問といたします。（降壇）  
副議長（牧野勇司君） 昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時40分休憩）

（午後1時30分再開）

副議長（牧野勇司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。田苅子市長。

市長（田苅子進君）（登壇） 小貫議員の午前中の御質問に御答弁を申し上げます。

最初に私から、市主催の「（仮称）市民と市長の対話の集い」の開催及び未来を担う子供たちの対話の機会に関する答弁を申し上げますが、自然、環境教育活動につきましては教育委員会から答弁をしていただくことにいたします。

まず、協働のまちづくりを進める上で、市主催による「（仮称）市民と市長との対話の集い」を開催してはどうかとの提言を含めてのお尋ねでございました。

市政執行方針で申し上げましたが、私は市政担当の心構えとして、勇気、決断、実行をモットーに、新たな土別市の創造に向けて、在来物の見方や考え方を大きく変える発想の転換と、社会情勢の変化を鋭敏にとらえる時代の変化の先取りによって、市民と行政がともに手を携えながら課題解決に力を合わせる協働のまちづくりに取り組む基本的な考えを申し上げたところ

であります。これまでの広聴活動の取り組みにつきましては、市民と市長との語らいの場としての「市長とのふれあいトーク」を初め、職員が出向き、行政情報を説明する「市民ふれあいトーク」、ホームページでの「市長へのメール」、自治会や団体からの要望や要請、更には公共施設の見学会とともに、自治連主催による「市長と語る会」を通して、本市のまちづくりに対する市民の声を伺ってきたところであります。

特に、「市長と語る会」につきましては、住民みずから地域をつくるという住民自治の考え方に基づき、土別市自治会連合会が発足した昭和60年から自治連の事業として地域に区分をして、また女性や青年層の枠も設けながら行われてきたところであり、今年は11月7日から土別地区で8カ所、一方、朝日地区におきましても、将来、自治会制度に移行されるまでの間は市主催の形で、行政懇談会として町内7カ所で開催するものであります。

これまで、語る会では、本市が取り組んできたまちづくりの様子を一部映像によりごらんをいただき、今後のまちづくりや地域づくりに向け、行政の今日的な課題をテーマとする中で、市民の考え方を直接お聞きできることから、市民に最も身近な語る会が何より大切な広聴活動であると進めてきたところであります。

そこで、議員から、市主催によります「市民と市長との対話の集い」の開催といった新たな取り組みへの提言がございましたが、開催内容が仮に同じとすれば、住民みずから地域をつくるとした自治連の自主的・主体的な考えを尊重し、まずは地域住民の皆様が取り組む現在の「市長と語る会」を今後とも継続する中で、市政に対する対話の場を設け、市民参加のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

なお、お話にありました開催経過の概要につきましては、今後「広報しべつ」並びに市のホームページを活用し、お知らせをしてまいりたいと考えます。

あわせて、「市長とのふれあいトーク」の一層の普及を図りながら、私を初め職員も市民の中へ、地域の中へ出向き、市民との議論の場を大切に、市民と行政がともに取り組む協働のまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、未来を担う子供たちとの対話の集いを議場で開くなど、子供との接点の機会をつくってはとのお尋ねでございました。

これまで、土別市青年会議所の主催により、少年議会として、子供たちが思う疑問やまちづくりへの期待に対して、私なりに本市のまちづくりの一端をお答えする模擬議会が行われた経過がありますし、また中学校の地域教育の一環として、職員が学校に出向き、本市と活性化策を生徒の皆さんとともに意見交換を行ってきた事例もございます。このほかにも、第4次総合計画の策定時には「こんなまちに 私たちの土別」と題して、未来を担う子供たちの夢や希望、地域への愛着と将来への思いを作文と絵画であらわしていただくコンクール形式の取り組みも行い、作品の一部を計画書に搭載するなど、計画づくりに参加をしていただいた経過もございます。

議員のお話にあったような子供さんとの対話や接点を設け、子供たちのまちづくりに対する



思いをこうした形で取り上げることも大切なことと思いますので、今後、作業が進められる新市の総合計画策定段階で、同様な取り組みを行ってまいりたいと考えております。

また、学校におきましては、今までも小学校高学年の社会科や中学校の公民の時間を活用して行政の仕組みなどの学習、更に地域学習の一環として総合的な学習の時間などを活用する中で、まちづくりや公共施設についてなど、市政に対して子供たちが調査をし、意見を発表するなどの授業を展開しておりますので、そうした授業時間の中で、行政との対話の場の設定についても今後、教育委員会や学校とも十分協議をしてみたいと考えております。

以上申し上げまして、私からの答弁といたします。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 朝日教育長。

教育長（朝日 保君）（登壇） 自然環境、教育活動の推進についての御質問につきまして、私からお答えさせていただきます。

地球温暖化やオゾン層の破壊、廃棄物問題や身近な自然の減少など、現在の地球環境を取り巻く状況は極めて深刻でございます。環境教育の必要性は私も深く認識いたしているところでございます。このような環境問題を解決し、持続可能な社会をつくっていくためには、行政のみならず、国民、事業者、民間団体が積極的に環境保全活動に取り組むことが必要でございます。国は平成15年7月に、環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律を定められたところでございます。

この法律では、国民一人一人が環境についての理解を深め、環境保全についての意欲を高めるため、さまざまな支援を行い、環境教育を進めるための必要な事柄を定めておりまして、第9条におきましては、学校教育における環境保全に関する体験学習等の充実及び環境教育にかかわる教職員の資質向上の措置等が盛り込まれたところでございます。

そこで、学校教育における環境教育でございますが、まず小学校の低学年におきましては、生活の科目の中で自分の身近な動物や植物と自然とのかかわりについて、また3年生以上の中高学年におきましては、社会科の中で水、電気、ガス等の資源の確保や、廃棄物の処理と自分たちの生活や産業とのかかわり及び公害から健康や生活環境を守る大切さ、国土の保全や森林資源の働きなどを学習し、更に中学校におきましては、地理、公民の中で地球環境資源、エネルギー問題についての課題学習、家庭科の中では環境に配慮した消費生活の工夫など、環境教育が推進されているところでございます。

次に、本市における小・中学校における環境教育の取り組みの中で特徴的な事例を申し上げますと、土別小学校では天塩川土地改良区の協力を得まして「田んぼの学校」を実施しており、米づくり活動を中心としながら田んぼの生物調査や水の流れ等を学習し、水と自然環境保護について学んでいるほか、西小学校では土木現業所の協力によりましてチューブス川のごみ拾いや水質検査及び生物監査を実施し、そのデータや清掃活動の記録をまとめ冊子をつくるなど、児童や地域の方へも広く活動の様子を紹介しているところでございます。

また、中土別小学校におきましては、上川北部森林管理所の職員を講師に招きまして、学校

近くの防風林において植樹や樹木観察を行う自然教室を開催しており、糸魚小学校におきましても、地域の基幹産業であります林業の学習の一環として、苗木の植樹活動を中心とした緑の少年団を組織して活動しているほか、中多寄小学校・多寄中学校においては、地域に白鳥の飛来地があるため、地域と協力して白鳥の宿の清掃活動やエンバクを栽培し、白鳥を通じて自然の大切さに対する思いやりの心をはぐくんでいるところでございます。更に、4校の小学校においてケナフの栽培に取り組んでおりまして、環境保全植物でありますケナフの栽培活用を通じて、自然環境教育を実施しているところでございます。

このほか、本市におきましては、御質問にありました森林教室など、地域の関係団体が主催する環境教育に関するさまざまな行事がありますし、更には博物館や公民館等が実施しております数多くの自然体験、自然観察講座がありますので、そういった事業や行事に、より一層多くの子供たちが積極的に参加できる環境や条件整備を整えていくことも必要があるものと考えております。

議員お話のように、環境教育は、これからの子供たちの将来を見据えた息の長い持続的な活動が大切なことでありまして、今後も各学校におきまして、児童・生徒の実態や、学校周辺の自然環境を生かし、地域の特色をとらえたいろいろな資源、素材、人材を活用するとともに、毎年、教育課程に創意工夫を加えながら、子供たちが地球環境への理解を一層深め、一人一人が環境を大切に作る心が育つよう、これからも関係機関・団体や地域の方々の協力を得ながら、自然環境教育の推進に努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 22番 齋藤敏一議員。

22番（齋藤敏一君）（登壇） 平成17年第1回定例会に当たり、さきに通告した順序に従い、一般質問をいたしたいと存じます。市長はじめ理事者の誠意ある答弁をお願いを申し上げます。

平成17年度田苅子市長の市政執行方針の中で、よく内容を精査してみますと、特に中小企業の振興については、平成16年の第1回定例会の市政執行方針とほとんど内容が変わっていないかと存じます。これでは、せっかく新しく市政を担当する田苅子市長にとって、商工対策が見えてこないと思いますが、いかがでしょうか。この際、市長が市政執行方針でおっしゃる発想の転換と時代の変化の先取りをするような、もう少し前向きで具体的な商工振興施策や積極的な対策などがあれば、まずお伺いをいたしておきたいと存じます。

次にお伺いしたいことは、中小企業振興条例の改正や企業立地促進条例の改正の時期とその内容についてであります。

中小企業振興条例や企業立地促進条例は、時代のニーズに即応した見直しを図りながら、地域経済や担い手のある中小企業の育成支援に努めてまいりたいと、田苅子市長もおっしゃっていると思いますが、当然、合併に伴っての朝日町との条例の整合性を図らなければなりません。旧朝日町の振興条例との照らし合わせや、それ以外にどんな改正内容をどの程度考えておられるのか、明らかにしていただきたいと存じます。

また、私も以前一般質問した中で、中小企業特別融資資金の経営資金と中小企業運転の融資金額や融資期間の延長の問題、新たに資金繰り円滑化支援貸付制度の創設や小規模事業者資金繰り円滑化借換制度の創設など質問してまいりました経緯もありますが、今後どのように精査をし、どう検討がなされていくものなのか。

また、現行の中小企業振興条例についても、この時代に即応した内容に条例改正を考えてよいところや、新たな制度を追加すべき点がありますが、どのように見直しをしようとして考えておられるのか、答弁を伺っておきたいと存じます。

次に、まちづくり三法と言われる中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法、改正都市計画法について端的にお伺いをいたしておきたいと存じます。

御承知のとおり、このまちづくり三法が制定されてから7年が経過してまいりましたが、この三法は当初の期待した効果は得られず、市内の中心市街地の衰退は更に深刻さを増していると言わざるを得ません。

今や大型店対小売店という問題から中心市街地对郊外という、まちづくり全体に関する立地場所の問題に変化し、経済的規制から社会的規制に大きく転換されてまいりました。これに伴ってコミュニティーが衰退し、社会性、文化性、生活の環境の面や当然行財政面など、さまざまな分野で弊害が発生しており、これらが構造的な停滞感や閉塞感をもたらし、危機的状況を生み出しているのではないかと思います。もちろん、この危機的状況はほとんどの市町村に及んでおり、車で国道を走るといや応なしに目に入るのは、巨大な駐車場を備えた大型店施設や電気店や薬屋、医療品などの量販店など、どのまちへ行っても同じ風景で、どこのまちにいるかわからなくなってしまうほどであります。

そこで、各地の商工会議所や商工会などでは政府に対して、このまちづくり三法の総合的な見直し問題とあわせ、地域の立地企業育成と中心市街地、地域によるまちづくりを強力に要望しているところであります。

また、中心市街地活性化への取り組みに悪影響を及ぼすような農地転用を伴った無秩序な大型店等の郊外開発に対して、農振法と農地法の一層厳格なる適用に関する要望を取りまとめ、農地確保の観点からも国に要望しているところであります。

私は、まちづくり三法がこれほど国の思惑が見事に外れた法律もないと思っております。そこで、今の国の関係する審議会等においてまちづくり三法の見直し化が本格化しているとお聞きしておりますが、本市として、このまちづくり三法についてどのような見解と今までどのような対応がなされてこられたのか。この際、問題点を整理する意味においてもお伺いをいたしておきたいと思います。

次に、コンパクトシティーについてお伺いをいたしたいと存じます。

まちづくり三法が裏目になり、そこで国は、空洞化した都市の中心部をコンパクトに集積することで中心市街地活性化との相乗効果を生もうとするコンパクトシティーに現在、注目をしているところであります。

このコンパクトシティーの先進地として、全国から注目をされているのが青森市の取り組みであります。この取り組みには、今まで都市の拡大により住宅地を増やし続け、郊外の人口を増大させる方策をとってきた従来の都市計画に対して見直しを図り、逆に郊外の開発を抑えて、商業、住宅、学校、病院などなど、さまざまな機能を都市の中心部に集約をしてきているのであります。

青森市の試算によると、1970年から2000年までの30年間に市街地の中心部から郊外に流出した1万3,000人を受け入れるために要した行政コストは、道路や下水道などのインフラ整備などに約350億円で、市街地拡大に伴い、多大な行政投資を余儀なくされたのであります。一方、この30年間で中心市街地の人口が3分の1に減少し、商店街を歩く人は平日でほぼ半減したと言われております。

そこで、青森市は、増大する行政コストの削減や、無秩序な郊外の市街化開発や、中心市街地の空洞化を食いとめるために、都市計画マスタープランを策定し、コンパクトシティーを基本理念に掲げ、まちづくりを進めてまいりました。その結果、青森駅前に複合施設が完成し、地下には生鮮市場、中層階には商業施設や公共施設、上層階には図書館が入居し、更にケア付高齢者対応マンションなどが完成し、その施設だけで年間500万人が訪れるようになり、これらの効果によって駅前地区に歩く人が何と42%の増加になり、にぎわいを取り戻してきているのであります。

そこで、コンパクトシティーの形成に向けた都市整備の考え方は、市街地拡大を抑制し、雪処理の効率化を図り、雪に強い都市、2つ目には、集約や複合施設などによる高齢福祉社会に対応した都市、3つには、より一層住みやすい環境調和型の都市、4つには、地域コミュニティ意識を考えた災害に強い都市、5つには、中心市街地の拠点制を高め、効率的な快適な都市、この5点の形成であります。

このコンパクトシティーの考え方は、全道各地や近隣の市町村でも、中心街の空洞化対策やコミュニティ施設などとして、これからますます重要になる高齢者向け住宅の複合施設の発想や活用がなされております。

また、土別においては、昨年7月に生涯学習センター「いぶき」と図書館が完成し、このコンパクトシティーの意味合いをなす施設が誕生したわけではありますが、この1年が経過いたしました。この際ですから、その利用状況の人数や地域におけるにぎわいをどのように押さえているか、お知らせを願いたいと存じます。

それと、私は、このコンパクトシティーこそ土別市が目指す中心市街地活性化策だと思いますが、田辺子市長の御所見を賜っておきたいと存じます。

次に、カラスの撃退効果のある黄色いごみ袋導入についてお伺いをいたします。

現在、市では、生ごみにかかわる容器、すなわちごみ袋の指定等は、土別市廃棄物の適正処理及び資源化再利用の促進に関する条例や施行規則で定めております。条例の第21条の排出マナーの遵守義務では、その第1項に「市民は、みずから処分できない家庭系廃棄物については、

必要な分別、軽減のための処理を行い、市長が定める排出日時及び排出方法を遵守して所定の収集場所に持ち出さなければならない」とあり、第2項では「家庭系廃棄物の排出に当たっては、廃棄物が飛散し、流出し及び悪臭が発散しない方法により行い、収集場所の清潔の保持に努めなければならない」、第3項では「第1項に定める場合において、合併前の朝日町の区域で生ごみを出すときは、市が指定する容器により出さなければならない」。

また、施行規則の第5条では、「条例の第21条第3項で指定する容器は、生分解性の袋で透明なものとする」とありますが、現在の市では透明かもしくは半透明が許可されておりますが、この黄色い特製ごみ袋は果たしてこの条例では許可になる指定する容器なのか、お伺いをいたしたいと存じます。

また、旧朝日町の場合は有料化とお聞きしますが、1枚20円と40円の生分解性の袋を買い、3町で生ごみ処理をしているとお聞きしますが、今後の対応や、土別の場合はまずは試験的に黄色い特製ごみ袋を導入してはいかがかと考えますが、今後の考え方もあわせてお伺いをいたしておきたいと存じます。

そこで、御承知かと存じますが、生ごみを荒らすカラス対策に、大分県の臼杵市が黄色いポリエチレン製のごみ袋をこの3月に導入をいたしました。現在は、ごみの散乱や被害はほとんどなくなり、市民から、町並みの美観が保たれ、またカラスの撃退効果もあり、大変きれいになったと、好評のことです。

専門家の話では、カラスは基本的に目でえさを探すことに着目して、この開発されたポリ袋に反射光をカットする素材がまぜられているのが特徴で、人間より色覚がすぐれたカラスには黄色が強調されて、袋の中身まで黄色に見えるため、食べ物などのごみは見えないからと断言しているのです。一方、人間にはうっすらと袋の中身が見えるようになっているところがありますから、白の半透明のごみ袋と大して変わりはない解釈であろうかと思えます。

また、東京の杉並区では独自で、区内のスーパーで45リットルで10枚入りで260円で、少々高い価格ですが販売をしております。このことは、昨年8月からメーカーと町内会が協力し、約1,300世帯で約1カ月、黄色いごみ袋と通常の白の半透明のごみ袋を比較実験したところ、黄色いごみ袋は全くカラス被害がなかったとのことです。

そこで、市としても、まずは生ごみの堆肥化が完了するまでに、黄色いごみ袋でモデル地区を設定して、実験を試みてはいかがでしょうか。

また、杉並区の黄色いごみ袋の価格を260円と申しましたが、近隣のスーパーでは10枚入りで150円とお聞きします。また、売られているわけであり。ただ、反射光をカットする素材がまぜられているか否かは不明ですが、このことによって市の最終処分場に黄色いごみ袋がまざるにより、カラスのえさも減り、自然と数も減少すると思えますが、いかがでしょうか。

また、更にお伺いしたいことは、最近のカラス被害の状況とその対策についてであります。

一体、土別のカラスはどれほどいるものなんでしょうか。最近、特に増えていると思われませんが、カラスの被害に関する苦情や相談、被害状況をお知らせ願いたいと存じます。

また、農産物の関係についても多少の被害があると思いますが、カウントするほどではないなというふうな方々のお話もあるわけでありまして。特に、カラスの威嚇の攻撃や鳴き声とふんは、相談件数にはカウントしづらいと思われませんが、いつも夕方近くには、土別の観光の名所でありまして羊と雲の丘から国道の江端商店の前、更には体育館や警察署の前の電柱、毎日そこを経由してねぐらに帰ることになりますが、それだけでも結構市民は被害に遭っていると思われるのであります。

そこで、私は、最も重要なことは、年間の捕獲目標を立てて、それを確実に実施し、他市町村とも連携を強化していくことしかないと思っております。これまでに実施した取り組みと今後の駆除対策や、市民への協力願いや啓蒙活動をお伺いいたし、私の一般質問を終わります。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 齋藤敏一議員の御質問にお答えをいたします。

最初に私から、中小企業振興条例の改正に関する御答弁を申し上げ、その他の質問につきましては各担当部長から答弁を申し上げることにいたします。

まず、平成17年度市政執行方針にかかわって、中小企業の振興については前年度と内容が変わっておらず、商工対策が見えてこないというお尋ねがございました。

私は、市政執行方針の考え方につきましては、市民の豊かで住みやすいまちづくりを目指して、中長期的な視点に立って、市政を計画的に推進していくまちづくりの目指す方向の基本的な考え方を申し上げてまいりました。そうした中で、中小企業のことについてもいろいろ御指摘が今ございましたけれども、私はこの点につきましては、昨年の16年3月の第1回定例会の市政執行方針と今回新しく市政を担うことになった内容はそう大きく変わっていないのではないかと。その点について、あえてこれは反論するわけではありませんけれども、その事情を申し上げるとするならばですね、これは今、中小企業や商工業を取り巻く環境というものが、昨年の執行方針を申し上げたときからそう大きく変わらない。ある意味で言えば、ますます厳しい状況に進んでおりますので、その時点の市政執行方針についても大きくそれを変えることなく、慎重に進めていきたいという意味が深くそこに内在しておりますことを御理解いただければと思っております。

また、この点について更に申し上げれば、商工対策が見えてこないというお話でありましたが、特にまちの顔として魅力のある商店街の形成というのは、極めてこれはお話にありましたように重要な課題でありますことから、これまでも商工会議所や商店街の方々と一体となって、真摯にこうした問題を協議をしながら、合意形成がなされたものについては、厳しい市の財政状況の中にはありましたけれども、これまでも実施可能なものにつきましては、にぎわいのあるまちづくりを目指してソフト事業、ハード事業など順次着手をいたしてまいりましたように、

今後におきましてもこの考えはいささかも変わることなく、しっかりと取り組んでいきたいというふうに思っておりますことを御理解いただきたいと思います。

次に、中小企業振興条例、企業立地促進条例の改正の時期とその内容についてお尋ねがございました。

まず最初に、両条例の改正時期につきましては、合併協議会で確認されておりますように、平成18年3月までに調整をいたすことになっております。中小企業振興条例の改正内容につきましては、平成9年に全面改正をいたしたときのように、広く中小企業の方々や各関係団体から御意見、御提言をいただき、現行の事業内容や事業効果、更には助成率などについて検証を行いながら改正案を策定いたしてまいりたいと考えます。

したがいまして、現段階では具体的な改正内容につきましては御答弁を申し上げる段階にはございませんが、今日の時代と企業ニーズに即応した中小企業者の方々が利用しやすい制度改正となるよう、十分意を配してまいりたいと考えております。

また、企業立地促進条例の改正につきましては現在、道内各市の企業立地促進条例の内容を調査している状況にあります。更に、北海道企業立地促進条例におきましても、工場等の増設につきましては補助率などの助成基準が改正され、平成18年4月から実施予定であることから、本市制度の改正に当たりましてはこれらとの整合性も必要と考えております。

また、本市制度の現行の補助等、投資額の助成率が100分の30で助成限度額が4,000万円となっているところでありますが、このことは立地企業の投資額が1億3,000万円を超える場合はすべて限度額の4,000万円となることから、企業の投資に対する不公平感などもありますので、これらの是正を視野に入れて、関係する機関などと十分協議をいたしてまいりたいと考えております。

また、資金繰り円滑化支援貸付制度などの新たな金融対策の創設につきましては、旧土別市平成16年第1回定例会において御答弁をいたしておりますが、無担保・無保証での貸し付けにつきまして、今日的な景気の低迷している中で、倒産、廃業、更には個人破産などが増加している現状では、市が個々の借り入れに対して損失補償をいたすことは市民的合意が大変難しいものと考えております。やはり、一定の金融政策のルール、基準に基づいて行われるべきとの考えは変わるものではありませんので、御理解を賜りたいと存じます。

ただ、現行の特別融資金及び中小企業運転資金の融資額や返済期間の延長につきましては、前段申し上げました中小企業振興条例改正の協議の中で、各団体の意見、御提言を踏まえながら、その必要性や取り組み効果について十分調査をして、検討をいたしてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 安川市民部長。

市民部長（安川登志男君）（登壇） 私からは、カラス撃退効果のある黄色いごみ袋の導入についての御質問にお答え申し上げます。

現在、一般ごみの収集に当たっては、旧土別市地区において生ごみの分別収集を行っていないため、中身の確認できる透明または半透明の袋による排出をルール化しており、旧朝日町地区においては、生ごみを分別し、和寒町、剣淵町と共同で設置した施設で処理しているため、統一した生分解性の袋の使用を規則で定めております。

お話の黄色いごみ袋の使用につきましては、旧朝日町地区においては微生物によって分解される生分解性の袋を使用しているもので、処理施設の特性から判断して使用は困難と考えておりますが、旧土別市地区においては、黄色い袋であっても中身が見える半透明のものであれば利用可能でございます。

黄色の特製ごみ袋につきましては、カラスの視覚の関係からごみの散乱防止に効果があることは理解できますが、お話の大分県臼杵市と東京都杉並区では、いずれも生ごみを可燃ごみとして焼却しておりまして、広い農地を背景として、生ごみを堆肥として活用していこうという傾向の強い北海道型のごみ処理とは多少相違している面もございます。

本市では生ごみ堆肥化施設の構想を進めておりまして、平成20年度から朝日地区を含む全市で生ごみの分別収集を開始する予定であります。このため、排出する容器・袋については、処理施設の特性に適合することが求められますので、処理方式の概要が定まった段階において袋・容器については検討してまいりたいと存じます。

また、カラスの被害状況とその対策についてであります。カラスの生息数については、9月末から10月にかけて市街地への飛来が多く見受けられるものの、ここ数年さほど変動がないものと推測しております。カラス被害に関する苦情については、春の巣づくりの時期に相談が何件か寄せられ、巣の駆除等に当たっております。

また、お話にありましたカラスによる農業被害については、全市的に見ても発生していないとお聞きしております。ただ、最終処分場の周辺におきましては、被害というところまでは至りませんが、一部いたずらによる苗の抜き取り等の苦情が寄せられることがありまして、最終処分場におきましてはカラス捕獲用の箱穴を使用して駆除を行っておりまして、統計をとり始めました昭和59年8月から昨年度まで、ほぼ20年間で約2万7,400羽のカラスを駆除してまいりました。

ただ、カラスは、それ自体害鳥ではなく、スズメバチやカメムシのように自由に駆除できるわけではなく、捕獲・駆除には許可が必要であります。カラスは市街地に集中して飛来することによって市民に不快感を与え、観光名所のイメージを損ねる存在でありますので、今後は一層のごみの排出ルールの徹底と迅速で衛生的な廃棄物処理に努めるとともに、近隣自治体とも協力して、カラスの市街地及び観光地への飛来を防止してまいりたいと存じます。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君）（登壇） 私から、大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法、改正都市計画法のまちづくり三法の見解と対応についてお答えいたします。



このまちづくり三法は、大型店の立地場所周辺的生活環境の保全をはじめ都市計画の観点から立地規制を図るとともに、商業振興や市街地整備が一体となって中心市街地の活性化を実現しようとするものであります。しかしながら、中心市街地における人口の減少や空き店舗の増加、市街地以外への大型店の立地増加、更には大型店の閉店後の空き店舗問題や地域との融和など、新たな課題も加わり、中心市街地の活力が停滞しており、一向に明るい兆しが見えてこない状態にあるものと考えております。こうしたことから、国においては、高齢者をはじめ多くの人々が暮らしやすいコンパクトなまちづくりを実現するため、中心市街地の再生や都市機能の適正立地の観点から現在、法制度の見直しが検討されているところであります。

そこで、現行のまちづくり三法による本市における対応についてであります。まず大規模小売店舗立地法の関係につきましては、大型店出店に伴って生じる騒音、廃棄物、交通などの生活環境の保持の見地から、平成14年に町内の関係部局で組織する連絡会議を立ち上げ、同時に土別市大規模小売店舗立地手続処理要綱を制定し、即座に対応できるよう、その整備を図ったところであります。特に、平成14年の南町への大型店出店の際には、この事務処理要領に基づき、周辺住民などの生活環境保持のため、出店者側との協議、申し入れなどの対応に当たったところであります。

また、中心市街地活性化法の関係ですが、本法律に基づく具体的な取り組みはないものの、本市のまちの顔である中心市街地の活性化を推進するため、中心市街地活性化法の基本計画に沿った形で、中心市街地の位置及び区域、市街地の整備改善のための事業、商業などの活性化のための事業などの取り組み項目を定め、その施策を効果的に進めるための方向性を示すものとして、平成14年に土別市中心市街地活性化についての指針を制定し、まちづくりを推進しているところであります。

更に、都市計画法関係では、改正都市計画法を契機として、本市の将来的なまちづくり計画が必要であるとの考えから、平成12年3月より、市民により構成された「まちづくり井戸端会議」や市民策定委員会と協議しながら、約2年間にわたる協議を経て、21世紀に目指す中長期的なまちづくりのビジョンを示す土別市都市計画マスタープランを平成14年3月に策定いたしました。このプランは、第4次土別市総合計画との整合性を図りながら、土地利用、市街地開発、交通体系、公園、街路、下水道などの基本的な方針を示すものであり、これまでに東広通りや東大通りなどの街路整備、更には下水道整備などを進めるとともに、中心市街地の活性化施設整備事業としてあすなろ公園の整備なども行ってきたところであります。

こうしたそれぞれの取り組みから一定の成果はあらわれておりますものの、本市におきましても中心市街地の置かれている状況はまだまだ厳しい実態にあると考えております。したがって、今後とも国における法制度改正などの動向に注視しながら情報の収集に努めるとともに、当面は本市の実情に即した中心市街地活性化への取り組みを推進してまいりたいと存じます。

以上申し上げて、御答弁といたします。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 遠藤建設水道部長。

建設水道部長（遠藤恵男君）（登壇） 私から、コンパクトシティについての御質問にお答えをいたします。

近年、少子高齢化の進展や郊外開発と市街地の空洞化、あるいは自然環境への意識の高まりといった社会情勢の中にあって、既成市街地を有効に活用しながらコンパクトで環境負荷の少ない市街地形成を進めるための手法として、コンパクトシティという考え方が大きく取り上げられております。

このコンパクトシティは、市街地拡大に穏やかなブレーキをかけながら、中心市街地に多方面からのエネルギーを投与するもの、つまり徒歩による移動性を重視し、既存の社会資源、いわゆるストック資源などを有効に活用しながら、住まいを含め、働く、学ぶ、遊ぶなどのさまざまな機能が中心部にコンパクトに集積することで中心市街地を活性化させようとするものであります。

例えば、中心市街地などでの共同住宅供給、いわゆるまち中居住でありますとか、公共公益施設の計画的配置、更には近郊の緑地や農地保全、都市文化の保存・継承などに取り組むことで、それぞれが相乗的につながっていくことが期待できるものであります。こうした手法の取り組みは、議員お話もございました都市計画マスタープランの中で、まちづくりの基本理念としてコンパクトシティの形成を掲げて成果を上げている青森市をはじめ、幾つかの自治体で都市計画などに取り入れられていると聞き及んでおります。

そこで、本市における中心市街地活性化とコンパクトシティの関係についてであります。本市のまちづくりの基本となります土別市都市計画マスタープランの全体構想の中で、まちづくりの方向性として、拠点のある都市地域の形成、骨格となる交通軸の形成、水と緑のネットワークの形成を定めております。このうち、拠点のある都市形成に基づきまして、本市では市立図書館を核とした生涯学習の拠点となる複合的施設として、旧西條百貨店を利活用した土別市生涯学習情報センター「いぶき」や、あすなる交流館ぷらっと、更にはあすなる公園、丸武公園などの整備を進めてまいりました。このうち、いぶきにつきましては、昨年7月のオープン以来本年6月までの実績で申し上げますと、図書館では閲覧を含め5万5,000人が利用されており、またさまざまな生涯学習活動やイベントによる利用が約1万3,000人で、合わせて6万8,000人となっております。

このほか、JA北ひびきにつきましては、具体的数字までは把握いたしておりませんが、本所の事務所機能や金融部分もございますことから、農業関係者を中心に相当数の利用があるものと推察しており、駅前地区の活性化に大きな役割を果たしていると考えております。

また、中心市街地における空き店舗対策として、2カ所のふれあいプラザを開設し、街角交流の場を設けたほか、空き店舗を利活用する際の支援などにも取り組んでおりますし、土別市中心商店街振興組合などによる集客力の高まる効果的な活性化方策の研究・検討も、今後継続していくこととしております。

こうした中で、最近では中心市街地における民間の共同住宅建設も目立ってきておりまして、こうした一連の取り組みこそがまさにコンパクトシティーとの考え方に合致するものであると認識をいたしております。こうした取り組みをより効果的に進めるためには、市長が市政執行方針の中で申し上げております協働のまちづくりを推進すること。そして、その根底には、豊かな資源を守り、少しずつつくり、今あるものを育てていく、更に新たな空間をつくるということから今ある空間を育てる、いわばまちづくりからまち育てという考え方が最も大切なことと思っております。

したがって、明るく住みよい、そして活気あふれるまちづくりのためには、まず土別市都市計画マスタープラン及び土別市中心市街地活性化についての指針を基本としながら、協働のまちづくりを一層推進すること、このことが結果としてコンパクトシティーの形成にもつながっていくものであると考えております。

以上申し上げまして、答弁いたします。（降壇）

副議長（牧野勇司君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集をお願いします。

御苦労さまでした。

（午後 2時26分散会）